

令和5年5月1日

備前市文化・スポーツ表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、備前市が市内の小中学生のうち、備前市の文化及びスポーツの振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの及び他の模範となる業績又は行為のあった個人及び団体に対し、表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の種類ごとに、それぞれ当該各号に該当する市内に在住し、又は市内の学校に在籍する小中学生を対象とする。

(1) 功労賞的表彰 文化及びスポーツの振興発展に模範的な活動を続け、その業績又は行為が特に顕著である個人又は市内に所在する団体

(2) 優秀優良者表彰 次のいずれかに該当する個人又は市内に所在する団体

ア 文化活動において、都道府県規模の大会及びコンクール等で最上位の成績を収めたもの又は中国地区(ブロック)以上の大会及びコンクール等に出場し優秀・優良な成績を収めたもの

イ スポーツ活動において、その成績が都道府県規模の大会等で最上位の成績を収めたもの

(被表彰者の推薦)

第3条 表彰の候補者は、自己又は市内小中学校の長、教育関係団体の長からの推薦によるものとする。

2 前項の推薦をしようとする者は、推薦書を作成し、市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条の推薦書の提出があったときは、社会的名誉、貢献度、賞の性質及び規模等を考慮し、被表彰者を決定する。

(その他)

第5条 この内規に規定する推薦書の様式は別に定める。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この内規は、令和5年5月1日から施行する。